

# お客様にとって最も有利な発注方式は 直接発注(分離発注)です

## 設備は建物に生命を与えます。

外見がどんなに立派な建物でも、空調・衛生設備がなければそれは、ただの箱にすぎません。水・空気・熱を組み合わせた設備によって生きた施設となります。

お客様の大切な資金で作られる建物。  
その大切な資金がいかに有効に使われているか…  
ご存じですか？

- 設備工事にかかる費用が明確になります。
- お客様のニーズに合った設備を提供します。
- 最新の設備を専門工事業者のノウハウで責任施工いたします。

一括発注では、建物にとって生命ともいいうべき設備工事に対し、ふさわしくない不透明な費用で請け負うことを余儀なくされ、お客様の要望に応えられないことも。しかし、直接発注ならば、設備工事にかかる費用が明確になることで、お客様の要望・予算を最大限に活かすことが可能です。

- 省エネルギー・ローコストな最新設備を提案することで地球環境の保全に貢献いたします。

設備の技術革新は日進月歩です。省エネルギーでローコストな最新設備を我々設備業者が直接提案することで、お客様にメリットを与えることができます。また、地球環境の保全にも繋がります。

- アフターメンテナンスも施工業者が責任を持って対応いたします。
- 設備工事業者が施工・維持管理を行うことで設備の寿命を延ばし、運転維持費を最小限に抑えます。

直接発注を行うことにより、施工責任が明確となりアフターメンテナンスの対応も直接施工した設備工事業者が状況をよく把握し、最良・最適な方法でスピーディーに処理することができます。

公共建築物の  
設備工事は  
直接発注(分離発注)  
が基本です

政府は、昭和25年に中央建設業審議会の勧告に基づき一貫して分離発注を推進しています。昭和46年には、参議院において建設業法の一部を改正する法律案の附帯決議として、「電気・換気・給排水・冷暖房・昇降機等の建築設備工事は、当該専門工事業者に分離発注するよう努めること」と明確に規定しています。

また、平成13年3月に閣議決定された「適正化指針」においても次のように規定されました。「設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質または種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することを踏まえつつ、その活用に努めることとする。」

国の政策を推し進めるべく、国土交通省はじめ各発注機関は直接発注(分離発注)を基本としています。

ご相談・お問い合わせは  
当協会まで、お気軽に！

一般社団法人 北海道空調衛生工事業協会(略称：道空衛)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西19丁目 北海道設備会館

TEL. 011-621-4106 FAX. 011-642-6720